介護保険

特定被保険者の保険料
平成26年4月(3月分保険料)より徴収を開始

特定被保険者の保険料取り扱いに係わる規約の一部変更を申請していましたが、このほど近畿厚生局長より認可する旨の通知がありましたので、平成26年4月徴収分(3月分保険料)から改定実施いたします。

これまで、健保だより『すまいる』にて、特定被保険者の該当要件をお知らせしてきましたが、ご自身が特定被保険者の該当者なのか、それとも非該当者なのか、実際にチェックチャートを活用して検証してみましょう。

あなたは特定被保険者に該当？それとも非該当？

START
ナブテスコグループ健康保険組合に加入する扶養家族がいる

→ はい: 家族と国内に同居している

→ いいえ: あなたの年齢は40歳以上65歳未満である

→ いいえ: あなたの年齢は65歳以上である

→ いいえ: **あなたは介護保険の被保険者・特定被保険者に該当しません**
介護保険料の徴収はありません

→ はい: **あなたは介護保険の第１号被保険者です**
既に市区町村はあなたの介護保険料を徴収していますので、健保組合で介護保険料は徴収いたしません

→ はい: **あなたは介護保険の第２号被保険者です**
既に介護保険料を徴収しています

→ はい: 家族と国内に同居している

→ はい: 扶養家族の中に年齢が40歳以上65歳未満の扶養者がいる

→ いいえ: あなたの年齢は40歳未満である

→ いいえ: **あなたは介護保険の被保険者・特定被保険者に該当しません**
介護保険料の徴収はありません

→ はい: **あなたは介護保険の第２号被保険者です**
既に介護保険料を徴収しています

→ いいえ: あなたの年齢は65歳以上である

→ はい: **あなたは介護保険の特定第１号被保険者です**
既に市区町村はあなたの介護保険料を徴収していますが、平成26年4月から健保組合で家族の介護保険料の徴収を開始いたします

→ いいえ: あなたの年齢は40歳未満である

→ はい: **あなたは介護保険の特定第２号被保険者です**
平成26年4月から介護保険料の徴収を開始いたします

→ いいえ: あなたの年齢は65歳以上である

→ はい: **あなたは介護保険の特定第１号被保険者です**
あなたの介護保険料は免除されていますが、平成26年4月から家族の介護保険料の徴収を開始いたします

→ いいえ: 扶養家族の中に年齢が40歳以上65歳未満の扶養者がいる

→ はい: **あなたは介護保険の適用除外者です**
介護保険料の徴収はありません
あなたの帰任や帰国、或いは家族の帰国など、生活環境が変化したときに健保組合からご案内いたします

→ いいえ: **あなたは介護保険の適用除外者です**
介護保険料の徴収はありません
あなたの帰任や帰国、或いは家族の帰国など、生活環境が変化したときに健保組合からご案内いたします

健康保険組合は医療費の適正化に取り組んでいます!!

整骨院、接骨院など

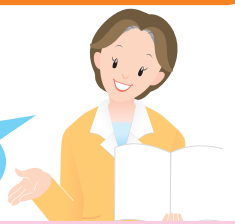

単なる肩こりや筋肉痛・負傷原因がはっきりしない腰痛などでは、保険証は使えません!

整骨院や接骨院はみなさんの身近にあり気軽に利用できますが、保険診療の対象とならない請求があるなど、誤った保険証の使用による保険給付が増加する傾向にあります。

このような背景から、健康保険組合では、整骨院や接骨院からの請求について、適正な支払いか調査が必要と思われる場合に、負傷原因や施術箇所、受療状況を確認するため、当健康保険組合の要請を受けた外部委託事業者より照会をさせていただき、みなさまの保険料のムダ使い防止に努めながら、医療費の適正化に取り組んでいます。照会があった場合は速やかに回答くださいますようご協力をお願いします。

柔道整復師のかかり方

整骨院や接骨院で施術を行う「柔道整復師」は、医療機関で治療を行う「医師」ではありませんので、保険証の利用範囲は限られるなど、保険診療の対象にならない施術もあります。施術を受ける際には負傷原因を正しく伝えてください。

Check! 治療と施術

病院等の保険医療機関における“治療”と区別するために、柔道整復師（整骨院・接骨院）では“施術”という表現が用いられています。

施術を受けるときの注意事項

- ☑ 負傷の原因を正確に伝えてください。
- ☑ 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。
- ☑ 病院での治療と重複はできません。
- ☑ 療養費支給申請書は必ず自分で署名・捺印してください。
- ☑ 領収書は必ずもらいましょう。
- ☑ 「ついでに他の部分も…」といった「ついで」の施術は支給対象外です。

保険証が使える場合

- ねんざ、打撲
- 挫傷（肉ばなれなど）
  - ※急性・亜急性（急性に準ずる）の外傷性のみ
- 骨折・不全骨折（ひび）・脱臼
  - ※応急手当を除き、医師の同意が必要です

保険証が使えない場合（全額自己負担となります）

- 日常生活、過労、加齢などからくる疲れ、肩こり・負傷原因がはっきりしない腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 病気（神経痛、リウマチ、五十肩、 ヘルニアなど）による痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- マッサージ代わりの利用
- 症状の改善が見られない長期の施術（応急処置を除く）
- 仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険からの給付になります）

ご注意ください

このような場合に「健康保険が使える」と説明を受け整骨院などで施術を受けても、その治療費は全額、または一部を自己負担していただくことがあります。

その場合、後日整骨院などから請求されるか、もしくはナブテスコグループ健康保険組合から請求させていただくことになります。

第48回 健康強調月間

健保連本部・都道府県連合会と健康保険組合は被保険者とその家族の健康の保持増進を図るために各種事業の実施を通じて、健康意識の高揚に努めています。その一環として毎年10月を「健康強調月間」として活動を展開しています。

スローガン あなたの健康、見つめる1か月

健康の保持・増進、健康・体力づくり事業は、健保組合が保健事業を取り組む上で、今も昔も変わらないテーマです。平成25年度に新たにスタートした健康日本21（第2次）においても、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、禁煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善を促し、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ることにより、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指しているところです。

本月間は、そうした趣旨に賛同し、その一翼を担うものとして、一次予防の重点的な取り組み課題でもある「栄養・食生活」、「運動」、「禁煙」に生活習慣の改善にも関する「こころの健康づくり」を加え、行動変容を行うことの大切さをイメージしたスローガンを掲げました。

また、今年度は、第2期特定健診・特定保健指導がスタートしたことから、本月間を通じて改めて一次予防の大切さを強調し、被保険者のみならず被扶養者への健診受診を一層促すとともに、加入者全ての健康意識を向上させ、すこやかな生活習慣が定着することを目標とします。

健康強調月間を機に、まず自分の身近な健康状態に関心を持ち、病気や健康に対する知識を深めてください。そして毎日の生活習慣をもう一度見直し、健康的な生活習慣をつくりあげてください。

組合会の新議員と役員が決定いたしました

組合会議員の任期満了(平成25年8月31日) に伴い、議員選挙執行規程に基づいて9月2～3日に改選が行われ、次のとおり新議員および役員が選出されました。なお、任期は平成27年8月31日までの2年間です。

選定議員	氏名	所属事業所および職名	役職
	中村 賢一	ナブテスコ株式会社 取締役 総務・人事本部長	理事長
	田井 照章	ナブテスコ株式会社 ナブテスコグループ健康保険組合	常務理事
	高橋 誠司	ナブテスコ株式会社 総務・人事本部 人事部長	理事
	佐々木 隆	ナブテスコ株式会社 神戸工場 総務課長	監事
	大川　司	ナブテスコ株式会社 総務・人事本部 人事部参事	
	杉本 知道	ナブテスコ株式会社 津工場 総務部総務課長	
	佐藤 浩平	ナブコドア株式会社 総務人事部 人事課長	
	兼弘 英明	東洋自動機株式会社 総務人事部 主管	

互選議員	氏名	所属事業所および職名	役職
	遠藤 義一	ナブテスコ株式会社 ナブテスコ労働組合 中央書記長	理事
	渡岡 裕二	ナブコドア株式会社 営業部営業課	理事
	野村 和徳	ナブテスコ株式会社 垂井工場 製造部生産技術課	理事
	松下健太郎	ナブテスコ株式会社 甲南工場 技術部設計グループ	監事
	加納 洋二	ナブテスコ株式会社 西神工場 製造課	
	日置 耕一	ナブテスコ株式会社 岐阜工場 製造部加工課	
	冨樫　護	ナブテスコオートモーティブ株式会社 営業部 第二営業課	
	辻　広治	ＴＭＴマシナリー株式会社 京都テクニカルセンター総務管理部	

健保組合の健康強調月間 行事

健康強調月間の期間中、ナブテスコグループ健康保険組合は、今回の健保だより『すまいる』に同封した≪家庭常備薬等の斡旋≫に加えて、≪第9回スマイルウォーク≫ならびに≪大腸がん・子宮頸がん検診≫を月間行事と位置づけて受付を開始いたします。

第9回 目標1日1万歩！ スマイルウォーク開催のご案内

今年も疾病予防事業の一環として、スマイルウォークを開催いたします。ウォーキングは誰でも手軽に出来る有酸素運動のひとつです。

歩くことは、健康の第一歩！ 心肺機能や筋力が鍛えられ体力がアップするだけでなく、生活習慣病予防・改善やストレス解消にもなります。帰宅時に１駅手前で降りて歩くなど、ほんの少しのやる気と工夫で出来るものです。みなさま、気軽にご参加ください。

実施期間 平成25年11月1日～26年1月末日（3カ月間）

参加費 無料

対象者 ナブテスコグループ健康保険組合の被保険者およびそのご家族
（配偶者、お子さま、おじいちゃん、おばあちゃん、ご家族での参加、大歓迎！！です）

申込方法 所定の申込用紙に記入後、郵送もしくはFAX・メールにて平成25年10月31日（木）までに健康保険組合へお申し込みください。

なお、参加申込書は健康保険組合または各事業所健保担当部署にご用意しております。
また、健康保険組合のホームページ（http://www.nabtesco-kenpo.or.jp/）にも掲載しておりますのでご利用ください。

実施手順
1 申込後、スコアカードに各自歩いた歩数を自分で記録。
2 期間終了後、スコアカードを健康保険組合まで返送し、結果報告をしてください。

賞典
❶完歩賞　92日全て1万歩以上歩いた方
❷達成賞　70日以上1万歩以上歩いた方
❸参加賞　参加をして、スコアカードを返却してくれた方
（目標達成の記念品は健保加入者のみとなります。）

お申し込み・お問い合わせは
各事業所の健保担当者、または
健保：内田まで

大腸がん・子宮頸がん検診実施要項

申込先 各事業所の健保担当者（任意継続者の方は健康保険組合まで）

申込締切 平成25年10月25日（金）

検診対象者 希望する被保険者・被扶養者

検診機関 医療法人社団 神鋼会　神鋼病院健診センター

検査機関 （株）メスプコーポレーション
メスプ細胞検査研究所

自己負担額 200円

参考 健保負担額
大腸がん：　1,564円
子宮頸がん：1,900円

受診の流れ

12月中旬頃をめどに、神鋼病院健診センターよりご自宅へ、検査物採取用器具・器具取扱説明書が送付されます。

受診者は取扱説明書に従い、検体を採取して容器に封入し、同封する封筒にて検診委託先（メスプ細胞検査研究所）に送付してください。可能な限り年内受診に努めてください。

メスプ細胞検査研究所では届いた検体を検査のうえ、検査結果をご自宅へ送付いたします（所要期間は約2週間）。